

令和6年鉾田市農業委員会4月定例総会議事録

日 時	令和6年4月25日（木）午前10時00分																																																																																		
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																																		
出 欠 状 況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th><th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>欠</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>					番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠																																																																														
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																														
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																														
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠																																																																														
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																														
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																														
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																														
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																														
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																														
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																														
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																														
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																														
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																														
事 務 局	鬼沢局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長																																																																																		
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																																		
議事録署名人	5番 永井 司 6番 海東 一																																																																																		
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																																		
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について 議案第 4 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第 5 号 農地改良協議に対する同意について 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について																																																																																		

	議案第 8 号 鉾田市農業振興地域整備促進協議会委員の選任について 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 4 号 農地法制限除外の届出について 報告第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて 報告第 6 号 農業委員会事務局職員の任免について そ の 他
	(開 会)
事 務 局	定刻となりましたので、令和 6 年鉾田市農業委員会 4 月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶を頂戴します。よろしくお願いいたします。
会 長	どうも皆さん、おはようございます。農業委員会始まって最初ですね、午前中に総会を開くというのは、これも一つの皆様のご協力によりまして歓送迎会を開催、総会の続きでその日にやるということで、こういうような特別な時間になりましたので、本当にすみませんでした。宇佐見委員からいろいろ手配のほうをさせていただいて、本当にありがとうございます。 それでは、今日の新聞、ニュース、報道でありましたけれども、これから日本は人口減少で、各市町村でやっていけなくなるような自治体が四十何か所か、これから 50 年後には出てくる、そういう研究を重ねている方がいらっしまったので、新聞なりニュース等でありましたけれども、それにはやはり人口減少のためにそういう傾向になると思います。鉾田市も 50 年後というのはやはり想像がつかない。農業で今これ生産高日本一を目指してやっているところでございますけれども、果たしてその方がずっと継続してやってくれて、またそれ以上に収益増産を続けていけて、50 年後には立派な茨城県が全国のトップクラスのそういう日本の食料の台所になるような、そういうことが起きればいいなと私も考えております。何せ人口が減ったということは、やはり消費も減るということで、日本はこれからどういようなことになるのかなと。外国人なしでは

	やはり生産能力がもう限界に来ているのではないかと考えております。いつまでも外国人に頼って、このまま外国の高度成長が上がった場合には、日本に来なくなるのではないかなと。そうした場合にはどうしたらいいかなという、いろいろな企業等も考えていかなければならないかなとっております。市全体で市長をはじめ職員の皆様からなりからいろいろそういうことを考えながら日々努力して、少しでも生産能力を上げる、または少子化に歯止めをかける、これは国家プロジェクトでございますので、子育て予算というものをつくって、我々の保険料から1人300円、安い人は。高い人で800円並びに900円ぐらいの保険料に子育て保険料のほうにその予算をつけるような話をしておりますけれども、お金ではなくて、やはり女性が働いて子供を産んで育てていける、こういう環境が一番やはりいいのではないかと考えております。お金を幾らそういうふうに国で取り上げて予算を取っても、やはり使い方が間違っていたのでは子供がだんだん増えなくなって、女性が働いていて子供を育てることができなくなって、やはりそうなってくると子供をつくれない、つくりたいのだけれども、働かなければつくれないという、そういう逆効果になっては非常に困っております。少しでもこの鉾田市に若い人が、ほかに就職しないでこの鉾田でいろいろ働きながら子供を育てながら農業、またはいろいろな家庭に従事した鉾田市になればいいなと私も考えておりますので、皆さんもそういうことをぜひ考えながらやっていることだと思っております。 そういうことで、今日は難しい話もこれ以上しても総会前でございますので、今日は夕方は歓送迎会ということもあることでございますので、皆さんにはこれから一応総会に当たりまして、慎重審議のほうをひとつよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。
事 務 局	ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定によりまして会長が当たることになっておりますので、議事進行を飯岡会長にお願いいたしました。よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの出席委員は23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会4月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、5番 永井司 委員、6番 海東一 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	15番 窪伸衛 委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議	長	これより議事に入ります。
		(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番から番号23番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		番号1番から番号23番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては23件、地目、田16筆、畑61筆、計77筆。面積は16万32平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買20件、贈与2件、区分地上権1件となっております。いずれ

議 長	の案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
新堀隆委員	番号1番について地元委員の説明を求めます。 1番の新堀です。申請番号1番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは近所同士の間柄でございます。このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、ジャガイモ、ミツバ、ニンジン栽培する農家であります。契約申請した土地は自宅の目の前にあり、ビニールハウスや自家菜園、ジャガイモなどの栽培などに利用したいと考えて取得したいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障ないと思われれます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われれますので、ご審議よろしくをお願いします。 以上です。
議 長 宇佐見達夫委員	続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。 3番、宇佐見です。2番について説明いたします。 譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは親子の間柄になります。今回、農業経営安定を図るため、経営主である■■■■さんに贈与するとのことでした。■■■■さんは家族経営で、メロン、サツマイモを中心に経営しており、後継者の息子さんも熱心に取り組んでおられます。問題ない案件かと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いします。
議 長 海東一委員	続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。 6番、海東です。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび■■■■さんが農業経営拡大ということで売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは稲作を中心とした農家であり、経営面積も1万4、380平米あり、農作業に熱心に取り組んでおります。稲作を増産するため、申請地を取得したいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上

議 長	従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件において支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移転に係る許可要件について問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
草野克信委員	続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。 7番、草野です。4番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは紅葉地区の知人の間柄です。石岡に住んでいる■■■さんが、とても農業ができない、土地を管理することも不可能ということで■■■さんに買ってほしいと話があり、■■■さんの経営規模拡大ということで売買が円満にまとまったそうです。■■■さんは、ジャガイモ、サツマイモを中心に栽培面積も8ヘクタールほどあり、研修生も6人いて地域のリーダーとして頑張っています。 以上のような理由から、権利移動に係る許可要件について何ら問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長 長峰克巳委員	続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。 9番、長峰です。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人、友人の間柄でございます。このたび■■■さんの経営規模拡大ということで売買がまとまったそうでございます。■■■さんは、ガソリンスタンドの経営の傍ら農業に従事しており、サツマイモなどを中心とした農家であり、経営面積も1.3ヘクタールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。これからもサツマイモなどを中心に増産するため申請地を取得したいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上です。
議 長 永井俊齋委員	続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。 12番の永井です。申請番号6番についてご説明いたします。 譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは親戚の間柄でございます。このたび、■■■さんの農業規模拡大のため売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、会社員と

議 長 大貫修一委員	して勤務しながら夫婦で農業を行い、サツマイモを中心に葉物等も栽培しております。 以上のことから、譲受人は兼業農家として農業を行い、取得後も耕作を行うと認められます。つきましては、農地法第3条2項の権利移動に係る許可要件について問題はないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 続きまして、番号7番から番号11番について地元委員の説明を求めます。 19番、大貫修一でございます。番号7番についてご説明したいと思えます。 ■■■■■の■■■■■君は、■■■■■の■■■■■、■■■■■さんから農業経営規模拡大のために土地を購入したということで、■■■■■さんに話を聞いたら、一度申請をしておいて、こういう土地がありましたから買ってくださいという話があったから買いましたということでございます。何ら問題ないと思えますので、よろしくお願いします。 続きまして、整理番号8番、譲渡人、■■■■■さん、譲受人、■■■■■君、これは■■■■■さんのお兄さんが柏熊のうちの近所なのですけれども、独り暮らしをされていて去年亡くなってしまいまして、今は空き家で、遺族の負の遺産というか田んぼをどうしようかということになりまして、私に相談され、改良区やめるにはどうしたらいいのですか、33万円田んぼがあったら33万円払えばやめることもできますよと書いたら弱気で、どうするの、これ。■■■■■さんは、■■■■■に頼んでおいたらしいのですけれども、■■■■■君が今まで借りて作っていたということなので、■■■■■君に聞いてもらおうということで聞いたら、そのまま続けていってもいいですよということになって、売買が成立したということでありまして。■■■■■君は、ハウスでトマト、ハウレンソウ、また田んぼなんかも結構作っております、農業経営には全く問題ないと思えますので、よろしくお願いしたいと思います。 整理番号9番、譲受人、■■■■■君と譲渡人、■■■■■さん、これは■■■■■さんは今、稲敷に住んでいますけれども、実家は■■■■■君の隣のうちであります。それで、板前をしておりますが、農家をやる気もなく、息子らも東京にいて、農地は要らないということで、■■■■■君に買ってくれということになりました。今でも畑を■■■■■君が作っているのですけれども、イチゴなんかを栽培しているのですけれども、そのまま売買になったわけでありまして。■■■■■君はお父さんが私より年下でありますけれども、若い人が買えるようにしたほうがいいだろうということで、■■■■■君の名義で借りるようになったと
--------------------------	--

議 長 菅谷美尚委員	いう経過であります。 続きまして、整理番号10番、譲受人、■■■■さん、また同じく■■■■さんが譲渡人であります。これもまた先ほどと同じように■■■■さんは■■■■さんの実家の斜め向かいのうちであります。今はゴボウとかカンショ、大根などを作付しております。結構な面積を作っているようであります。先ほどと同じように■■■■さんが農業をやる気がないということで、自分ちの■■■■さんのちょうど後ろの場所を使っていて、今は大根とかゴボウとかを作っている畑なのですが、そこを売買が成立しているということであります。■■■■さんは、今年相次いでお父さん、お母さんを亡くしてしまいました。60になるのですけれども、「■■■■さん一人になってしまいましたね」と言ったら、「いや、5年ほど前に結婚しまして、去年子供ができて楽しいんですよ」と言っていましたから、今からどんどんやってくださるようなので、これは安心な売買だと思いますので、よろしくお願いします。 番号11番、譲受人、■■■■さん、これは■■■■です。■■■■であります。これは太陽光なのですけれども、3年だったら再更新ということで、やるということであります。■■■■の■■■■さんという方に聞いたら、これは営農型太陽光なのですけれども、空中の区分地上権の設定が3条であるということであります。足元の面積は5条ですということになります。後で5条の説明がありますけれども、今サカキを作っていますけれども、もう3年ほど前から出荷しているということでありまして、私もサカキを見に行きましたが、きれいに整備されており、何ら問題ないと思われしますので、よろしくお願いします。 終わりました。どうもありがとうございます。 続きまして、番号12番について地元委員の説明を求めます。 4番、菅谷です。12番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんは、家族と3人の従業員さんでライスセンター、冬場はネギ栽培をしている大規模農家さんです。譲渡人の■■■■さんは農業縮小を考えていたところ、規模拡大をまだまだ考えておられる■■■■さんとの間で売買の話がまとまったとのことです。農地は引き続きお米を作付するとのことです。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議をお願いいたします。 議 長 永井司委員 続きまして、番号13番から番号15番について地元委員の説明を求めます。 5番、永井です。13番について説明いたします。
--------------------------	---

	■■■さんと譲渡人の■■■さんは、■■■さんはもともと濁沢の出身で、現在は山梨のほうに住んでおりますが、■■■さんが農地を借りて作っているそうでございまして、今回売買して取得して耕作したいということで申請でございますので、よろしくご審議お願いしたいと思います。 14番について説明いたします。14番、■■■さんと譲受人の■■■さんは、もともとは近所でございまして、■■■さんが今回は二重作のほうに移って、住所も移して住んでいますが、実家は濁沢のほうにありまして、■■■さんが■■■さんの農地を譲り受けて耕作したいということでございますので、よろしく審議お願いいたします。 15番につきましても、同じく■■■さんが近所である■■■さんの農地を取得して規模拡大をしたいということで売買が成立したということでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。
議 長 菅谷美尚委員	続きまして、番号16番について地元委員の説明を求めます。 4番、菅谷です。16番についてご説明いたします。 譲受人、■■■さんは旦那さんが■■■、老人ホームを経営されている方です。老人ホームで使用する野菜を作っていて、規模拡大をしようとしていたところ、前に3条の案件で、農地を取得した隣地の■■■さんが農業縮小を考えていたところ、■■■さんがそのまま引き取って、そのまま農地を野菜を作ってホームで使いたいとのことでした。余った野菜に関しては農協に出荷したいとのことでした。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長 小沼正委員	続きまして、番号17番について地元委員の説明を求めます。 11番、小沼です。申請番号17番について報告いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは親類さんの間柄でございます。このたび■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんはメロン、イチゴ、野菜等を中心とした農家であり、経営面積も247アールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。メロンを増産するため申請地を取得したいということでございます。つきましては、農地法3条第2項の権利移動に関わる許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	続きまして、番号18番、番号19番について地元委員の説明を

関根薫委員	求めます。 17番、関根です。18番について説明します。 譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんは、■■■さんちの畑の隣同士にあって、買ってほしいという要望がありまして、このたび契約が円満にまとまったようです。■■■さんは、サツマイモを中心とした農家で、経営規模拡大のためということで農地を取得したいということで、以上のことから、譲受人は農作業に常時150日以上従事しており、取得後も耕作事業を行うと認められ、下限面積要件も地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条2項の権利移動に関わる許可要件について問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続きまして、19番について説明いたします。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは知人の間柄でございます。■■■さんの経営安定化のため、農業経営規模拡大のため、このたび土地売買に当たって円満にまとまったようです。■■■さんは、コマツナ、ホウレンソウ、サツマイモなどを中心とした農家であります。今後増産するために申請地を取得したいということです。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時150日以上従事しており、取得後も耕作事業を行うと認められ、下限面積要件も地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条2項の権利移動に関わる許可要件について問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	続きまして、番号20番から番号23番について地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	22番、井川です。20番について説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは近所の間柄ということでございます。■■■さんが相続した農地が、自分は農業をやっていないということで相談したところ、■■■さんが経営規模拡大ということで売買が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、お母さんと一緒、■■■さん夫婦とお母様と実習生などと手広くホウレンソウやミズナなどの野菜を作っている農家でございます。いろんな問題ない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。 続きまして、21番と22番は同じ譲受人ですので、一緒に説明したいと思います。■■■さんと■■■さんは親子であります。■■■さんは以前から2人の土地を借りてゴボウ、サツマイモなどを栽培していました。このたび売買が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、娘さん夫婦、外国人実習生とともにゴ

議 長 菅谷美尚委員	〇平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅敷地40平方メートル。事由。農地法の許可を得ずに50年以上前から住宅敷地を拡張して生垣を植栽し、井戸ポンプを設置して利用しておりましたので是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。 現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてお願いいたします。
議 長	4番、菅谷です。1番について報告いたします。 去る4月15日に、5番、永井委員、6番、海東委員、私、事務局で現地調査を行いました。場所は、地図1ページ左側になります。申請地の農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。 続きまして、地元委員として説明させていただきます。場所は、地図1ページ左側です。国道51号線大洋支所入り口信号を鹿嶋方面に向かい、約1キロ地点を右折して100メートル進んだ右側になります。申請者、[REDACTED]さんは、相続した宅地と農地、その境にあった農地区分のところに50年以上前から宅地、敷地を拡張して生け垣を植栽し、井戸ポンプを設置して利用していたとのことです。是正の申告とのことになっています。始末書添付となっています。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたしま

	す。 (議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について)
議長	続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号1番、許可を受けた土地、[REDACTED]、畑、946平方メートル。転用事業者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、資材置場・重機置場、946平方メートル。事由、銚田・大洗広域事務組合発注の新ごみ処理施設搬入路整備工事が支障電柱移設の遅れにより工期延長となったため、一時転用期間を延長したい。変更後は許可日から8か月間となっております。当初許可年月日、令和5年9月25日。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長 菅谷美尚委員	現況調査員の調査報告を求めます。 4番、菅谷です。1番について報告いたします。 場所は、地図1ページ右側になります。詳細につきましては地元委員さんお願いいたします。申請地は第1種農地と判断いたしました。新ごみ処理施設搬入路整備工事の遅れによる工期延長による申請です。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認められ、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。
議長 梶間幸一委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 24番、梶間です。1番についてご説明いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、1ページの右側

議 長	画面積等、いずれも適と認められ、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
梶間幸一委員	地元委員の説明を求めます。 24番、梶間です。2番についてご説明いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図2ページの左側を御覧ください。日本原子力開発機構入り口の反対側であります。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さんは知人の関係です。このたび、[REDACTED]さんが1番の案件と同じく工期延長となったため申請地に仮設事務所として一時転用の期間を延長したいということで賃借契約が円満にまとまったということです。問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり承認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり承認することに決定いたします。
議 長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	許可を受けた土地、[REDACTED]、田、29平方メートル。[REDACTED]、田、75平方メートル。同じく[REDACTED]、田、56平方メートル。同じく[REDACTED]、田、81平方メートル。同じく[REDACTED]、田1、150平方メートル。同じく[REDACTED]、田、56平方メートル。同じく[REDACTED]、田、73平方メートル。計7筆、1、520平方メートル。転用事業者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、仮設道路・資材置場1、520平方メートル。事由、市発注の排水整備工事が支障電柱移設の遅れにより工期延長となったため、一時転用期間を延長し

議 長 海東一委員	たい。変更後は許可日から2か月間となっております。当初許可年月日，令和5年11月24日。詳細につきましては，現地調査意見を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。 現況調査員の調査報告を求めます。
議 長 宇佐見達夫委員	6番，海東です。3番について報告いたします。 場所については，地図2ページ右側の位置になります。詳細につきましては地元委員さんお願いします。申請地は，位置環境は適であり，農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断しまして，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等いずれも適と認め，3人の総合意見として計画変更の承認は可と判断しましたので，報告いたします。 地元委員の説明を求めます。
議 長 宇佐見達夫委員	3番，宇佐見です。3番について説明いたします。 現地調査員の皆様，ご苦労さまでした。場所は，地図2ページ右側となります。県道110号線徳宿の大戸入り口を入り，約1.8キロ先の右側になります。この案件は，昨年11月に5か月の一時転用許可が下りた案件であり，鉾田市発注の排水整備工事の工期延長による一時転用期間延長の申請となります。今回2か月の延長という計画となりますので，よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	それでは，番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり承認することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり承認することに決定いたします。

	(議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議長	続きまして、議案第4号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号1番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積782平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、資材置場782平方メートル。事由、現在の勤務先を退職し古物商を営むため、自宅に隣接している申請地に資材置場を整備したい。また、農地法の許可を得る前に整備して利用していたため併せて是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
永井司委員	5番、永井です。1番について説明いたします。 去る15日に、4番、菅谷委員、私と6番、海東委員、あと事務局と現地調査を行いました。地図3ページの左側になります。古物商をやりたいということで現地調査いたしましたが、砂利を敷いてあって、もう少し古物商をやっているみたいのような感じですから、始末書添付ということで今回の申請でございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。
議長	地元委員の説明を求めます。
平沼要司委員	8番、平沼です。申請番号1番についてご報告いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図3ページの左側になります。県道大竹鉾田線の青山中央の丁字路の信号を二重作方面に向かい、500メートルほど行ったところから右側に20メートルぐらい行ったところ。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは兄弟の関係でございます。このたび、譲受人、[REDACTED]

		■さんが申請地を駐車場にしたいということで贈与が円満にまとまったということです。■さんは古物商を営んでいます。また、申請地に許可を得ず砕石をしたということで、始末書を添付したということで、問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどをお願いします。
議	長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号2番、権利、使用貸借、申請地、■、 ■、地目、畑、面積0.19平方メートル。使用借人、■、 ■、■、■、■。使用貸人、■、■。転用施設、営農型太陽光発電設備0.19平方メートル。事由、農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。許可日から3年間の一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
海東一委員		海東でございます。2番について報告いたします。 場所については、3ページ右側の位置になります。詳細につきましては地元委員さんをお願いします。申請地は、位置環境は適であり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告い

	地目、畑、面積2. 1 2平方メートル。計2筆、1, 8 2 4. 1 2平方メートル。譲受人, [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人, [REDACTED], [REDACTED]。同じく、譲渡人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設、特定建築条件付売買予定地1, 8 2 4. 1 2平方メートル。事由、不動産業を営んでいますが、申請地が住宅地として適しており、建て売り住宅の需要が多くあるため、譲り受けて建て売り住宅を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
海東一委員	6番、海東です。3番について報告いたします。 場所については、地図4ページの左側の位置になります。詳細につきましては地元委員さんお願いします。申請地は、位置環境は適であり、農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断しまして、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長	続きまして、地元委員の説明を求めます。
大貫修一委員	1 9番、大貫でございます。番号3番について説明したいと思えます。 まず最初に、地図の説明をしたいと思えます。現地調査員の方々、ありがとうございました。場所は、ジョイフル山新がありまして、その脇に北側に諏訪神社がありまして、諏訪神社の入り口から大体東に向かって1 0 0メートルのそこら辺にあります。舗装はされているのですけれども、道幅が狭いということで、[REDACTED]さんの土地が少しかかっているのですけれども、「何で[REDACTED]さんの土地が少しかかっているの」と聞いたら、道幅が狭いので、重機なんかを入れるのにちょっと不具合があるということで、少し譲ってもらったのだということであります。[REDACTED]さんと[REDACTED]の会長、[REDACTED]さんは商売だけの付き合いがあるということで、あそこら辺で住宅を建てたいのだけれども、どこかいい土地ないかなということを話したところ、僕の土地がちょうどあるからそこを譲ろうということになったという話であります。 先日、[REDACTED]さんと一緒に確認しに行きましたところ、何か道路というにはあまりにも雑木やシノダケが生えておりまして、「ここは畑じゃないでしょう」と言ったら、「1 0年以上前からもう作付していないんで山になっちゃった」ということで、ここを山林にして

	おかないで住宅を建ててくれればちょうどいいのではないかということをお話ししました。住宅を貸家を4棟建てるということで、これが第1種農地だったら認められないのですけれども、第2種農地ということで、4棟を建ててもオーケーということであります。今、雑木林になってしまったところを■■■■さんが開墾してきれいにするという話であります。■■■さんは、もともと大きな重機なんかを持っており、農地なんかも山林なんかも開墾するのが得意でありまして、この不動産なんかも農地を開墾したという実績もあります。何ら問題ない案件と思われまいますので、よろしくお願いいたします。
議 長	番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。
平沼要司委員	ちょっと聞きたいことがありまして、座ったままで。この特定建築条件付売買予定地というのはどういう意味なのか、簡単に説明をお願いします。
議 長	では、事務局お願いします。
事 務 局	農地系の鬼澤です。この特定建築条件付売買予定地というのは、以前も■■■さんのほうで転用の敷地に上がっていたのですが、ちょっと先ほどの大貫さんの説明に補足しようと思っていたのですけれども、建て売り住宅に限らず転用というのが、基本的に1事業で1棟ずつしか建物というのは認められていないのです。ただ、今回の案件につきましては、大貫さんもおっしゃったとおり4棟同時に建てるという申請になります。この場合に、その建物を建てずに終わってしまった場合に、転用の許可を受けたのに造成だけをして草が生えたりとかそういった土地ができてしまうので、必ず4棟をこの■■■さんが建てるという約束、条件をつけて許可をするということになります。こちらの4棟を建てる期間というのも設定することになるのですけれども、その期間というのは申請者のほうから決めていただくという形になりまして、今回に関しては3年間で4棟を建築するという形で伺っております。 なお、4棟分の売買がまとまれば、購入した建て主さんが建物は建てる形になるのですけれども、3年間は経過しても買主さん、建てる方が見つからなかった場合は■■■さんが全ての売れなかった4棟のうち、2棟売れば残った2棟、3棟売れば残った1棟を建てるということで、資金計画のほうも見積り、残高等々確認しておりますので、今回は4棟ということですが、これも5棟、6棟といっても、それも可能にはなるのですが、そういう特殊な案件ですので、この特定建築条件付売買予定地という形で記載のほう

		をさせていただきます。よろしいでしょうか。
議 長		今の説明でよろしいでしょうか。
平沼要司委員		はい。ありがとうございました。
議 長		そのほか質疑ありますでしょうか。
		(質疑なしの声あり)
議 長		質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長		続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局		番号4番、権利、売買。申請地、 地目、畑、面積802平方メートル。同じく、 畑、面積1,196平方メートル。計2筆、1,998平方メートル。譲受人、 。譲渡人、。転用施設、資材置場・駐車場1,998平方メートル。事由、建築業を営んでおりますが、事業規模拡大に伴い現在利用している資材置場が手狭となったため、会社に隣接する申請地に新たな資材置場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長		現況調査員の調査報告を求めます。
永井司委員		5番、永井です。4番について説明いたします。 場所は、地図4ページの右側になります。第2種農地と判断しまして、3人の総合意見として、実現の確実性、転用目的、計画面積等いずれも適と判断して、3人の総合意見として可と判断しました

議 長	ので、よろしく審議お願いしたいと思います。
菅谷幸子委員	続きまして、地元委員の説明を求めます。 21番、菅谷です。4番について説明いたします。 現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。地図は、4ページの右側になります。国道51号線から国道354号線に入りまして大洋支所、大洋中学校の方向に向かいます。そうすると大洋中手前のところ、反対側のところの国道沿いになります。譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんとは親戚の間柄であります。建設業を営んでいる■■■■さんが建設する申請地に資材置場を整理したいとことです。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第5号 農地改良協議に対する同意について)
議 長	続きまして、議案第5号 「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局	番号1番, 届出地, [REDACTED], 田200平方メートル。申請人, [REDACTED], [REDACTED]。目的, 湿田解消。期間は令和6年10月26日までとなっております。以上でございます。
議長 菅谷美尚委員	現況調査員の調査報告を求めます。 4番, 菅谷です。1番について報告いたします。 場所は地図5ページです。詳細につきましては地元委員さんお願いいたします。湿田解消のための申請になります。転用目的, 実現の確実性からいずれも適と認められ, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, ご報告いたします。
議長 井川栄委員	続きまして, 地元委員の説明を求めます。 22番, 井川です。申請人, [REDACTED]さんは当市役所に勤務しております。奥さんもパート勤務であります。作業は奥さんが主に行っており, [REDACTED]さんは土日, 祝日などを作業に従事している兼業農家であります。場所は, 県道大洗友部線, いこいの村廻沼の入り口から大洗方面に向かった100メートル地点のカラオケスタジオの隣にある水田でございます。水田が少し水があるということで, 湿田解消という意味で客土をしたいということであります。何ら問題のない案件でありますので, よろしくご審議のほどをお願いいたします。
議長	それでは, 番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を協議どおり同意することに, ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議ないものと認め, 番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。

		(議案第6号 農用地利用集積計画の決定について)
議	長	続きまして、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事	務	申請件数につきましては21件、合計で35筆、面積は12万4,729.03平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借24筆、使用貸借11筆となっております。
局		また、内訳につきましては、新規18筆、集積一括17筆となっております。
		以上でございます。
議	長	それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、 ■番 ■■■■■ 委員の退席を求めます。
		(■番 ■■■■■ 委員退室 午後11時27分)
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。
		(質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これより採決いたします。
		議案第6号を、申請どおり農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
議	長	■番 ■■■■■ 委員の入場を認めます。
		(■番 ■■■■■ 委員入場 午後11時28分)

	(議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議 長	続きまして、議案第7号 「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	農用地利用集積等促進計画(案)において、意見を求められてございます。申請人につきましては3名、筆数は6筆で、合計面積は1万3,249平方メートルとなっております。 意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。 令和6年4月25日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。
	(議案第8号 鉾田市農業振興地域整備促進協議会委員の選任について)

議 長	続きまして、議案第8号 「鉾田市農業振興地域整備促進協議会委員の選任について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	令和6年4月10日付で鉾田市長より、鉾田市農業振興地域整備促進協議会委員の任期満了に伴う委員の選任について依頼がありました。選任の人数であります、3名であります。この委員の任期は2年間となっております。これまで鉾田地区は大貫修一委員、旭地区は井川栄委員、大洋地区は菅谷美尚委員の3名が選出されておりました。今回は3名の選出についてよろしくお願いをいたします。
議 長	それでは、ここで暫時休憩といたします。10分程度で何とか決めていただきたいと思いますので、10分間暫時休憩をいたしますので、お願いします。 休憩 午前11時31分 再開 午前11時32分
議 長	それでは、休憩前に引き続き再開いたします。 協議結果について事務局より報告願います。
事 務 局	それでは、協議の結果です。 まず、大洋地区で4番の菅谷美尚委員、鉾田地区で19番の大貫修一委員、旭地区で22番の井川栄委員ということで決まりました。 以上となります。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、お諮りいたします。4番 菅谷美尚委員、19番 大貫修一委員、22番 井川栄委員、以上の3名を鉾田市農業振興地域整備促進協議会委員に選任することに、ご異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声あり) 異議ないものと認め、4番 菅谷美尚委員、19番 大貫修一委員、22番 井川栄委員の3名を銚田市農業振興地域整備促進協議会委員に選任することにいたします。よろしくお願いいたします。 (報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について) 議 長 続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。 事 務 局 5件の届出がございました。8筆で面積は1万136平方メートル、合意解約となっています。 以上でございます。 (報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について) 議 長 続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。 事 務 局 13件の届出がございました。102筆で面積は15万7,596平方メートルでございます。内容は相続による所有権移転となっております。 以上でございます。
------------	--

		(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)	
議 長			
事 務 局			
議 長			
事 務 局			
議 長			

(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)

報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。
事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。

1件の届出がございました。2筆で、地目、畑、面積1万549平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、令和6年4月5日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。
以上でございます。

(報告第4号 農地法制限除外の届出について)

報告第4号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。
事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。

1件の届出がございました。番号1番、届出地、
、地目、畑、面積199平方メートル。申請人、
、
。転用施設は農業用倉庫となっております。
以上でございます。

(報告第5号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて)

報告第5号 「農地法第3条の規定による許可の取り消しについ

事務局	て」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。 番号1番, 申請地, [REDACTED], 畑, 95平方メートル。同じく [REDACTED], 畑388平方メートル。計2筆, 483平方メートル。譲受人, [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人, [REDACTED], [REDACTED]。取消事由, 贈与により所有権移転する予定だったが贈与が白紙撤回となったため。取消年月日, 令和6年4月10日。令和6年1月25日に許可した案件でございます。 以上でございます。
	(報告第6号 農業委員会事務局職員の任免について)
議長	続きまして、報告第6号 「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	職員の任免については、農業委員会に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会が行うことと定められており、銚田市農業委員会事務局処務規程第2条第2項第2号により会長の専決事項となっておりますので、このたびの人事異動による職員の任免について報告いたします。 任命した職員の氏名。 参事兼事務局長, 鬼沢良一。 事務局長補佐(農地担当), 日下部勝男。 主査, 檜山義徳。 主幹, 三島義浩。 以上, 令和6年4月1日付。 農業委員会大洋分室(総務部大洋市民センター)大洋市民センター長, 中村信一。 令和6年4月1日付併任。 続きまして、免じた職員の氏名。 参事兼事務局長, 櫻井正和。 主事, 木内寿彦。

		以上，令和6年4月1日付。 農業委員会大洋分室（総務部大洋市民センター）大洋市民センター長，吉川利明。 令和6年3月31日付，併任を解く。 以上でございます。
議	長	以上で，議案の審議及び報告を終わります。
議	長	続きまして，その他について何かありましたらお願いいたします。
事	務	事務局，どうぞ。
局		その他でございますけれども，まず推進委員さんの総会のほうの傍聴についてですが，以前からお話のありました推進委員さんの出席ということで，傍聴についてですけれども，5月の総会から6名ずつ推進委員さんが傍聴していただくことになりましたので，よろしくお願ひしたいと思ひます。 あと，続きまして，今回の改選についてということで，今年度農業委員，推進委員の改選の予定がありますので，事前の周知で，各区長さんのほうに文書のほうを送付いたしました。区長さんから何か聞かれたときには，早めに推薦する方の準備のほうをお願いしたいということと，あと継続の委員さん以外の地区は積極的に女性の推薦をいただけますようご協力をお願いしたいということでお伝えしていただければと思っております。また，区長会の説明は秋頃になりますけれども，区長会の役員会のほうで説明をして，要望があれば前回同様，要望があった場合ですけれども，前回と同じように旭，鉾田，大洋の区長さんにそういったご説明をすることも考えておりますので，よろしくお願ひします。 あと，続きまして，クールビズについてなのですけれども，5月から10月まで地球温暖化対策，電力使用の削減のためクールビズを実施いたします。こちらはノーネクタイの会議に出席いただけますので，よろしくお願ひしたいと思ひます。
議	長	続いて，事務局から。
事	務	すみません，農地係の鬼澤です。本日の皆さんの資料のほうに先週の19日の農業新聞のほうを配付させていただいたのですが，こちらの中の開いて後ろのほうのページなのですけれども，昨年度から皆様に農業委員さん，推進委員さんにご依頼していますタブレッ

議 長 事 務 局	ト等を活用としたアンケートの活動についてが新聞の記事になりました。宇佐見農業委員さんをはじめ推進委員さんの小松崎さんと鬼澤委員さんと私で農家さんのご自宅に伺ってアンケートをしているところが掲載されております。一応このアンケート自体も5月末までを期限としておりますので、また皆様にご協力のほうをお願いすることがあると思うのですが、よろしくお願いします。記事ということでちょっとご紹介させていただきました。 以上です。 そのほか、事務局またお願いします。 では、すみません、続きまして窪農業委員さんの容体のほうについてでございますけれども、小沼代理のほうで、お父さんのほうから4月23日に確認をしてきてくれております。状況についてですけれども、現在も鉾田病院に入院中となっております。次に、面会は現在も家族のみということになっております。食事、御飯、こちらのほうは食べられるようになったということで、徐々に回復はされているようです。また、歩くことはまだできないのですけれども、話ができるようになりましたということです。普通の生活に戻るにはまだ時間がかかりそうだということで、小沼代理からご報告を受けております。 あと、続きましてですけれども、本日の歓送迎会のほうなのでございますけれども、こちらのほうで皆さんの部屋割りのほうも変更させていただきたいと思います。こちらの用紙のほう、2枚つづり、こちらの部屋割りのほうを見ていただければと思います。まず、612号に、大変申し訳なかったのですけれども、齊藤委員さんが名前が抜けていたということで、611号に齊藤さんを入れていただきまして、森作さんが本日お泊まりできないということで、齊藤さんはこちらに入っていただくような形になります。あと、615号室で607に小沼藤雄さんが書いてあったもので、そちらのほうに4人部屋の610号室の長峰委員さんが615号室ということで移動のほうをお願いしたいと思います。一応3時からチェックインは可能ということになっております。 あと、この後なのでございますけれども、本日鵜の岬で開催いたしますので、昼食のほうは今届いておりますので、総会終了後、昼食のほうはお配りしたいと思います。その後1時半に出発予定ですので、それまではこちらのほうでゆっくりしていただければと思いますので、よろしくお願いします。 以上でございます。 議 長 そのほか何かありましたらお願いいたします。
-------------------------	---

議 長	(発言なし) それでは、何もないようなので、議事日程を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、銚田市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。 午前11時50分 閉 会 署 名 人 議長(会長) _____ 5 番 委 員 _____ 6 番 委 員 _____
------------	---